

緑ヶ丘区自治会自主防災会規約

第1章 雑 則

(名 称)

第1条 この自主防災会は、緑ヶ丘区自治会自主防災会と称する。

(目 的)

第2条 本自主防災会は、緑ヶ丘区自治会住民の自助・共助・隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、火災、その他の災害(以下「天災等」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 本自主防災会の事務所は、緑ヶ丘区自治会集会所におく。

第2章 事 業

(事 業)

第4条 本自主防災会は、この目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 天災等に関する被災防止に関すること。
- (3) 災害弱者の把握、連絡網、災援ネットワークの構築・運営等に関すること。
- (4) 天災等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (5) 防災訓練の実施に関すること。
- (6) 防災資機材、防災食料、生活用水、飲料水等の備蓄に関すること。
- (7) 公園の井戸設備の管理・保守および井戸水の衛生管理に関すること。
- (8) 太陽光発電システムによる売電収入の管理に関すること。
- (9) 太陽光発電システムの保守・管理に関すること。
- (10) その他、本自主防災会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第5条 本自主防災会は、緑ヶ丘区自治会会員をもって構成する。

(防災委員会)

第6条 第4条に示す事業の遂行を目的とする執行機関として、防災委員会を設置する。

第3章 組 織

(災援ネットワーク)

第7条 第4条(3)に示す事業の遂行を目的とする執行機関として、会員のうちから公募による災援サポーターを組織する。

(分団)

第8条 第4条(4)に示す事業の遂行を目的とする執行機関として、当該年度の班長、副班長及び自治会長からなる分団を組織する。

第4章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	1名
防災委員	10名程度
井戸担当委員	1名
太陽光発電システム担当委員	1名
分団長	6名

- 2 会長は自治会長が、副会長は副自治会長が兼務する。
- 3 防災委員および井戸担当委員並びに太陽光発電システム(以下「太陽光」という。)担当委員は、当該年度役員(補佐役員を含む)の各係のうち1名がこれにあたる。また、会員のうちから若干名を会長が任命することができる。
- 4 分団長は、第13条に定める各分団毎の当該年度の班長のうちから互選で選出する。防災委員と兼務することができる。
- 5 防災委員、井戸担当委員、太陽光担当委員並びに分団長は、それぞれを兼務することができる。
- 6 役員任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第10条 会長は、本会を代表し会務を総括し、天災等の発生時における応急活動の活動指揮命令を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故のあるときは、その職務を行う。
- 3 防災委員は、第4条に掲げる項目のすべてを行う。
- 4 井戸担当委員は、本自治会が管理する井戸設備に係る設置、管理、保守および井戸水の衛生管理を行う。
- 5 太陽光発電システム担当委員は、太陽光発電システムの維持管理およびデータ整理を行う。
- 6 分団長は、災害時において自己の所属する分団員の救助、初期消火、被災状況把握、指令本部との情報伝達、連絡等にあたる。

第5章 災援ネットワーク

(発動)

第11条 天災等の発生時、会長の指揮のもと活動を開始する。

(活動)

第12条 天災等の発生時の初期段階においては、被災者の安否確認、救護、集会所への避難誘導、初期消火あるいは一時退避所開設作業等にあたる。

2 必要に応じて中丸コミュニティーセンターへの避難誘導を行う。あるいは炊き出し作業等の被災者援助作業を行う。

(分団)

第13条 当該年度の班長と副班長は、下表の分団に属する。

第一欄	第二欄			
第一分団	第3班	第4班	第21班	
第二分団	第12班	第13班	第14班	第20班
第三分団	第15班	第16班	第17班	第19班
第四分団	第5班	第6班	第7班	第8班
第五分団	第1班	第9班	第10班	第18班
第六分団	第2班	第11班	第22班	

2 各分団の分団長は、当該年度役員のうちから互選で選出する。

(災援サポーター)

第14条 天災等の発生時の初期段階において、あらかじめ取り決めていた家庭に赴き、安否確認、救護、集会所への避難誘導等を行う。

2 災援サポーターは、可能な限り、要援護者宅の両隣に依頼する。隣人が引き受けてくれない場合は別途引き受け手を捜す。

3 災援サポーターとその支援を受ける家庭との組み合わせは、防災委員会で随時見直しを行う。

第6章 防災委員会

(目的)

第15条 平常時において、天災等発生時の事態に即応可能な体制を整えることおよび天災時等において会長、副会長の指揮のもと災援ネットワークの取り纏めを行う。

(活動)

第16条 防災委員会は、下記の活動を行う。

- (1) 防災資機材(井戸設備を含む)の管理・保全、防災食料及び井戸水の衛生管理等
- (2) 救護対象家庭の把握、災援サポーターの公募等災援ネットワークの構築・運営
- (3) 消火・避難・救護・炊き出し等の防災訓練
- (4) 自治会からの助成金及び太陽光発電システムの保守・管理、売電収入の管理、納税
- (5) 天災発生時等における行政との連絡
- (6) その他防災・減災に必要と考えられる方策

第7章 会 議

(総 会)

第17条 本自主防災会は、年1回以上会長、副会長の出席を得て開催する。なお、本総会は自治会総会と兼ねることができる。

(防災委員会)

第18条 防災委員会は、会長の求めに応じて随時開催する。

第8章 会 計

(会 計)

第19条 この自主防災会の経費は、東海村から自治会への交付金の一部、寄付金及び売電収入並びにその他の収支をもって支弁する。

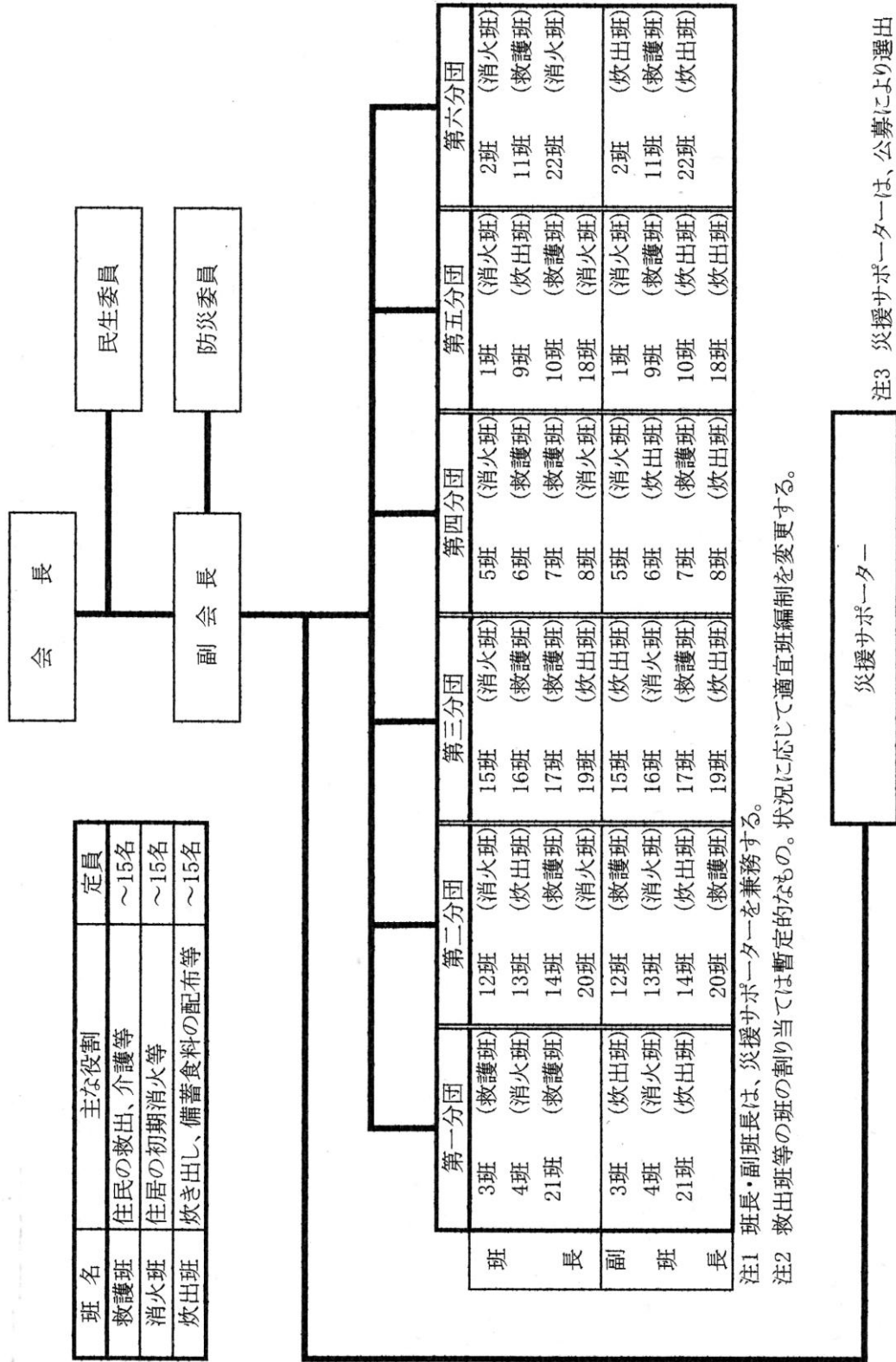
- 2 売電による収入及びその他の収入はそれぞれ独立会計とし、返済金および税金は売電収入をもって充てる。
- 3 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 4 次の書類を作成し、保存しなければならない。
 - (1) 実績報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 事業報告書
 - (4) その他必要と認める書類

第20条 この規約を改正する場合は、自治会役員会の承認を得て、自治会総会で決定する。

附 則

1. 旧自主防災会規約は、平成29年3月31日をもって廃止する。
2. 本会則は、平成29年4月1日から制定実施する。
3. 本会則は、令和2年4月1日から制定実施する。
4. 本会則は、令和5年4月1日から制定実施する。
5. 災援サポーターを見直し、本会則は、令和8年4月1日から制定実施する。

緑ヶ丘区自治会自主防災会及び災害ネットワーク組織図



緑ヶ丘団地分団配置
令和8年

